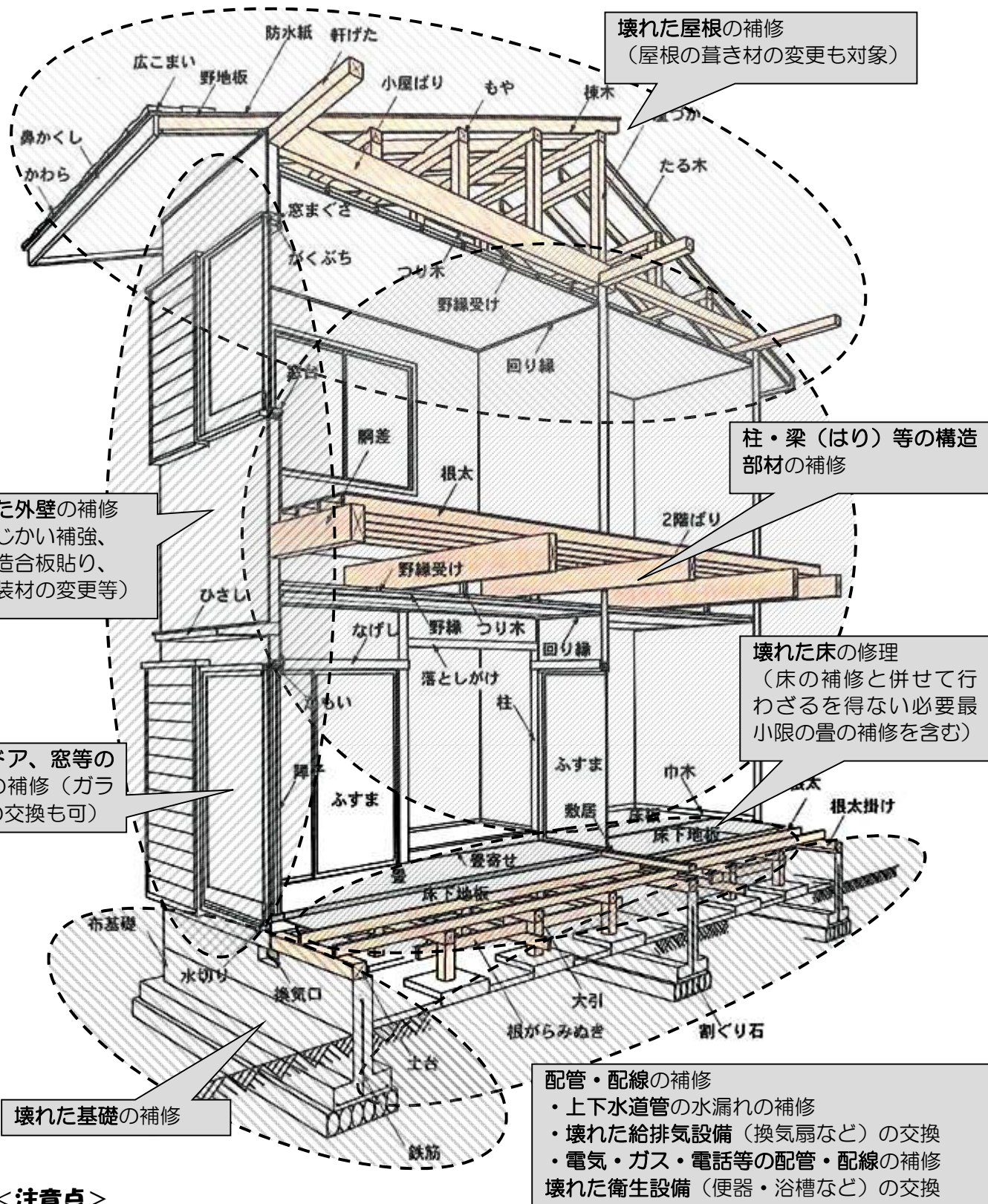


被災住宅の応急修理対象範囲

(＜災害名＞令和8年台風第24号及び前線による大雨に伴う災害により被災した部位に限ります)



＜注意点＞

- ・内装は原則として対象外です（例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など）。ただし、災害による被害が原因で壊れたり、浸水した壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、浸水した床の補修と併せて行わざるを得ない量の補修は対象です。エアコンや食器洗浄機等の家電製品は、対象外です。